



律はこれを廃止することが現状に即する」と考えられるのであります。

なお貸金業者の金利のみならず、一般に金銭貸付の利息等につきさしては、その不當に高いものはこれを取り締る必要があると考えられますので、今回罰則をもつてその取締を行ふことをいたしました。

次に、この法律案の主な内容についてその概要を御説明いたします。

第一に、何人も、不特定多数の者に

対して、後日出資金の金額以上の金額を払いもどすべき旨を示し、又はこのようないもどしがある旨の誤解を生じさせるような仕方を用いて、出資金の受け入れをしてはならないこととしてお

ります。

第二に、他の法律に特別の規定のある者を除いて、何人も業として預り金を払はなければならないこととし、預り金の解約規定を設けるとともに、主として貸金業とする者が、社債の発行により不特定多数の者から貸付資金を受入れるとときは、業として預り金をするものとみなしております。

第三に、貸金業等の取締に関する法律は、これを廃止することいたしましたが、同法中の金融機関役職員等に対する浮貸し等の禁止規定は存置することとして、おおむねこれと同様の規定を設けております。

第四に、金銭の貸付を行う者は、その手数料について、媒介金額の五分の限度を超えてこれを契約し又は受領してはならないこととしております。

第五に、罰則につきましては、高金利の处罚の外、出資金の受入の制限、預り金の禁止、浮貸し等禁止及び媒介手数料の制限の各規定に違反した者及びこれらの各規定の脱法行為をした者に対し刑事罰を課すこととするとともに、所要の両罰規定を設け、また銀行法、貯蓄銀行法、信託業法及び無尽業法の無免許営業者に対する罰則を強化し併せて両罰規定を設けるほかこれらの法律中の他の罰則についても整備を図っております。

政府におきましては、今般、地方公債團体の財政運営の偏在の是正を図るため、從来の地方財政平衡交付金制度に代え、新たに、地方交付税及び入場譲与税に関する制度を設けるとともに、昭和二十九年度の揮発油譲与税に關する特別措置を講ずることといたしまして、本国会に、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、入場譲与税法案及び昭和二十九年度の揮発油譲与税に關する法律案を提案いたしました。また、本国会に、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、入場譲与税法案及び昭和二十九年度の揮発油譲与税に關する法律案を提案いたしましたが、この法律に基く交付税及び譲与税の配付に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することといたしました。

第六に、証券取引法の一部を改正する法律案につきまして御説明申上げます。

近年における一般大衆による証券投資の増加に顧み、投資者の保護を益々強化する必要があると存ずるのであります。最近一部の貸金業者例えればいわゆる株主相互金融会社等にその例が見られますように、株券等の募集、売出し等に際し、一般大衆に對し信じさせる恐れのある表示をすることを禁止することといたしております。

なお、これらに違反した者は、六月以下に懲役又は五万円以下の罰金に処せられることといたしております。

以上が四法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

なにとぞすみやかに御審議の上、御賛成あらんことを切望いたしました。

○小林政夫君 出資金の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案と証券取引法の一部を改正する法律案、これ

は前から審議中であるといつてもいいのですが、法務大臣、副総理等の出

席はどういうふになつております。

○委員長(大矢半次郎君) ずっと前の内閣總理大臣及び大蔵大臣が共同であります。

その内容について申し上げますと、

○委員長(大矢半次郎君) は、内閣總理大臣及び大蔵大臣が共同であります。

第五に、罰則につきましては、高金利の处罚の外、出資金の受入の制限、預り金の禁止、浮貸し等禁止及び媒介手数料の制限の各規定に違反した者及びこれらの各規定の脱法行為をした者に対し刑事罰を課することとするとともに、所要の両罰規定を設け、また銀行

法の無免許営業者に対する罰則を強化し併せて両罰規定を設けるほかこれら

の法律中の他の罰則についても整備を図っております。

政府におきましては、今般、地方公

債團体の財政運営の偏在の是正を図

るため、從来の地方財政平衡交付金制度に代え、新たに、地方交付税及び入場譲与税に関する制度を設けるとともに、昭和二十九年度の揮発油譲与税の配付に関する経理につき所要の規定を設けることといたしてある

が一定の価格で買ひもどし等が行われる旨の表示をすることを禁止することと

いたしております。

○小林政夫君 もう大分日にも経過

しておりますし、どうも予算委員会等の審議の關係で、どうもこの委員会には出席でき難いのではないか、そういうこ

とで、明日私は予算委員会で質問をすることにしました。ついては、政府のほうにおいては、特に銀行局長は本委員会における審議の経過は十分御承知のはずでありますから、大蔵大臣、法務大臣及び副総理において、私の質疑に対する十分な答弁ができるよう

ただ銀行局長の關係のみであります。國稅の面等においても、十分答弁のできるような用意をして、答弁に当たるよう取計られることを要望いたしました。

○小林政夫君 明日です。

○政府委員(河野通一君) 明日です。

○委員長(大矢半次郎君) 次に國稅收納金整理資金に関する法律案について、その内容の説明を聽取いたします。

○政府委員(正示啓次郎君) それでは

国稅收納金整理資金に関する法律案の内容を御説明申上げます。

すでに提案理由の説明でも申上げま

したのでござりますが、從來國稅として

歳入に受け入れましたものの中には、

過誤納金或いは欠損繰戻し、その他の事由によりまして、将来これを納税者に還付すべき性質の金額を含んでおつたのであります。この還付は別にもとより予算に計上いたしまして、租税払戻し金として支出しておつたのでござりますが、これはすでに委員各位の御承知の通り、財政法第二条に「収入とは、國の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納をいう。」という、この規定から申しまして、いわば支払いの財源に充当すべからざるもののがこの国税等の歳入の中に入つておつたということをございまして、私どもとしましては、この点、誠に不合理の点があるということを痛切に感じておつた次第であります。特にこのことは、現在の所得税或いは法人税等、租税の大宗を占めますところの税が、いわゆる申告納税制度をとつておりましたために、特にそういう現象が著しくなつておるのでござります。昭和二十八年度の予算におきましても、これらの、いわゆる租税払戻し金の予算が八、九十億に上つておるような次第でございまして、この点、誠に財源として、いわば不適格なるもの、或いは不確実なるものが入つております。こういうことを痛切に感じております。こうしたので、今回この国税収納金整理資金に関する法律案を提案申上げました。以上申上げましたような、歳入の中に含まれております不確実な或いは不適格な要素はこれを排除いたしまして、収入は文字通り確実であり、又合理的であるところの収入を以て収入とするといつ建前いたしたい、こういうことが本法律案提出の根本の理由でございまます。

そういう趣旨からいふと規定が設けられておるのであります。法案の第三条に、資金を設置いたしまして、只今上げましたような目的を達成するために、國稅收納金整理資金といふものを置くことに規定をいたしましたのであります。本資金は、第四条に規定いたしております通りに、大蔵大臣が法令に従つてこれを管理することとにいたしております。

託官」を設けることにしておられます。これは第十三条に「郵政官署への委託払」といたしまして規定をいたしております。かように収入、支出につきまして大体現行の制度に準じた扱いをいたしているのであります。

以上のような方法によりまして毎会計年度所属の国税収納金の額と当該年度において支払の決定をいたしました過誤納金の還付金等の額との差額を、当該年度の一般会計或いは又今回新らしく設けられました交付税及譲与税交付金特別会計に所属いたします入場税等につきまして、その特別会計の歳入に組入れることとしているのであります。即ち最初に申上げましたように、従来漠然と歳入として、その中に相当額のものが納税者に還付せられるべき性質のものが入つておりました。それらの不確実な要素を一掃いたしまして、確実に歳入であるところのものを一般会計或いは特別会計の歳入にする仕組をとつてゐるわけでございます。現下いわゆる健全財政が非常に強い一般的な要請になつております際に、私どもとしましてはかねく非常にその不合理を痛感いたしておりましたこの歳入の中の不確実不合理な要素を排除する仕組をとることによりまして、真に確実であり合理的な歳入を財源といたしまして、予算を組み、或いは予算を実行して行くという建前を貫くために、以上のような仕組を考えまして、関係各省庁と協議の上、ここにこの法律案を出しておるような次第でございます。ただ最後に、還付加算金だけにつきましては、これはその性質上、国の経費でございますから、これは從来と同じように、一般会計、又

は先ほど申上げました特別会計の歳出から、その還付加算金及び償還金に必要な金額を本資金に繰入れまして、資金から他の支払金と同様に支払いをすることにいたしております。即ち、従来漠然と或いは包括的に租税払戻金として予算に計上いたしておきましたものの中から、眞の意味におきましては歳入とすべからざるもの、こういふものを先ず除外する併しながらその中に、本来歳出を以て支弁すべき還付加算金、或いは償還金といふものも一緒にあつたのでございまするから、先ず前部の歳入とすべからざるもの、いわゆる歳入歳出外とするための仕組を作る、こういふことを先ずやりまして、残りましたところの、本来の歳出として支出すべきものは、依然としてこれを歳出として出す。こういふ建前をとつておる次第でござります。

以上申上げましたような目的並びに方法によつて、歳入の眞の意味における確実であり且つ合理的であるもののみを歳入とすることにいたしておるのあります。この制度の採用に伴いまして、帳簿報告の様式その他の点につきまして、又、本取支の決算書に關しまする資金の受払い計算書等につきましては、それより会計検査院の検査及び国会の御議決を願うための手続につきまして、必要な規定を設けております。

なお又、本資金の適正なる運用を期するために、第十七条には「職員の責任」につきまして明確なる規定を設けておりますと共に、「資金の支払計画等」につきましては、第十二条にそれぞれ規定を設けました。本制度はすでに提案理由でも申上げましたように、

一方におきましては、歳計の健全化、合理化、明確化ということを所期いたしておるのであります。他面におきましては、納税思想の高揚に資するよう、払戻しすべきものは速かにこれを払戻すということも所期しておるのでございます。併し、そういう目的のために本資金が運用せられることは、厳に避くべきでござりますから、只今申上げましたような適正なる計画を立てまして、その計画によつて資金の収支を行なつて参る。又それらの決算等につきましては、それも検査院或いは国会に送りまして、検査を受け、貰いは御議決を願うということにいたしておりますのでござります。会計管理の責任は明確にこれを本法の中に規定しておるような次第でございます。

○委員長(大矢半次郎君)

計の健全化、合  
とを所期いたし  
、他面におきま  
に資するようす  
に資することは、  
は速かにこれを  
所期しておるの  
ういう目的のた  
れることは、嚴  
すから、只今申  
なる計画を立て  
つて資金の收支  
れらの決算等に  
云計管理の責任  
に規定してお  
ます。

えまして、ここに輸入税表を除く他の  
条文につきまして、全面的な改正の案  
を提案いたしたのでござります。な  
お、從来、関税率法の付則におきま  
して、今年の三月三十一日まで関税を  
免除或いは軽減いたしておりましたも  
のにつきましては、原則といたしまし  
てその期間を更に一年間延長いたしま  
して、明治和三十年三月三十一日まで  
それぐる関税を免除或いは軽減するこ  
とといたしておるのであります。即  
ち、重要機械類の免税、学童給食の用  
に供しますところの乾燥脱脂ミルクの  
免税或いは別表甲号におきまして大豆  
以下の物品を掲上いたしまして免税し  
ておりますもの、或いは又別表乙号に  
おきまして関税を軽減いたしておりま  
すものにつきまして、それぐるその免  
除或いは軽減の期間を昭和三十年の三  
月三十一日までと延長いたしております  
す。

せまして、この際、条文の整理の意味をもつて、税はこれを削除いたしております。それからなお今回暫定的に、昭和二十年の三月三十一日まで免稅すべき製品の中に、針葉樹の製材の中、ハムツクその他のつが属のもので、厚さ二百ミリメートルを超えないものにござまして、暫定的に来年の三月三十一日まで免稅いたすことについたしておきます。この法案の三十六ページの別表甲号の一一番最後の税番千七百九番の材料といふのが新らしく追加したものござります。

関税定率法の本則は二十三条でございまして、関税法に比べますと非常に簡単でござりますので、一応参考の意味も兼ねまして、旧法と対照しながら簡単に内容の御説明を申上げたいと存じます。

法案の第一条は関税定率法の「概旨」、第二条は「輸入」、「船用品」、「機用品」、「輸出」という言葉についての定義を掲げております。從來の定率法には、法の趣旨及び重要用語の定義などはございませんでしたが、今回関税法にならいまして、法の趣旨と重要用語の定義を明らかにいたしましたのでござります。

第三条は、現行法の第一条に相当する規定でございまして、ただ表現を異にするのみでござります。

第四条は、課税価格に関する規定でございますが、現行法の第二条でございまして、御参考までに、関税は如何にしてその課税価格を評価するかといふことの第四条の内容について、極く大まかに記載いたしますと、第四条の第一項は、結局輸出国におきまして、

「当該貨物又は同種の貨物が通常の卸価格」というものを基にしまして、それを基にして積上げたところの本邦到着のC.I.F.価格によるという規定であります。これが原則でございまして、第二項、第三項は、その原則の実施規定であります。このC.I.F.価格は、輸入申告に際して提出された仕入書その他の書類によつて決定できる場合においては、これらの書類をそのままつて行くというのが第二項であります。それから第三項は、「仕入書その他書類が提出されない場合」、或いは「これららの書類に記載された事実が真実と認められない場合」、或いは「これららの書類により難い事由があると認められる場合」にはどうするかといふのが第三項の規定であります。その場合におきましては、最近に本邦に到達いたしました同種又は類似の貨物について前項の規定によつて決定された課税価格がござりますれば、その價格を基として、更にその貨物の性質、輸入の時期等の差異によるところの價格の相違を勘案して、必要な調整をこれに加えて決定するという内容であります。

それから第四項は、本邦に到着したしましてから、保稅倉庫に入れて、そしてそれで實際の輸入の許可があるときまで相当長時間に亘るといふような貨物につきましては、その價格が保税倉庫等の置期間中に著しく変動いたしました場合におきましては、第三項の規定に準じまして、最近に本邦に到着した同種又は類似の貨物について仕入書その他の書類によつて決定され

た課税価格を基として決定するといふ内容であります。それから第五項は、前各項でいる。ろやつて來たけれども、どうしても行かないといふ場合の最後の規定でございまして、この場合には国内の卸売価格から逆算するといふ規定であります。国内の卸売価格から関税その他の課徴金及び輸入港から卸売市場に至るまでの通常の費用を控除した額を基にして決定するといふ内容でございます。

第六項は、今回の新設でございますが、これは外国通貨によつて表示された価格の本邦通貨への価格の換算をどうするかといふ規定でござりますが、従来これらの点につきましては、規定がなくて、取扱上いたしておりましたことを、今回法律で明らかにいたしました。

この第四条におきまして、従来の第二条を改正いたしました点は、一項におきまして、五行目に、「輸入港に到着するまでに要する通常の運賃及び保険料」の次に括弧があります。この括弧書きを新たに入れただけであります。即ち、従来の方法によりますれば、船舶で日本に到着したものについては、船舶の通常の運賃、保険料による。それから航空機で参りましたものについてでは、航空機によるところの通常の運賃及び保険料を基としてC.I.F価格を決定するわけであります。ただ物によりましては、貨物で、航空機によります。例えば少量の贈品或いは商品見本などで課税されるような場合に

おきましては、うつかりいたしまして、航空運賃、航空保険料のほうが、そのものの価格より高くなる場合があります。そういう場合は、船舶のほうの通常の運賃、保険料で見て行こうという内容でござります。  
あとの改正点は、第三項の四行で、「又は該貨物の性質、輸入の許可の期間その他の事情の差異による価格の違があるものについては、その相違勘案し、合理的に必要と認められれば、調整をこれに加えて課税価格を決定する」というところ、これは從来から私どもの解釈としては当然このようないたしておつたのであります、はっきりさせる意味で書いたのであります。  
それから第四項におきましては、入港に到着のときから輸入の許可のときまでであります、その輸入の許可のうちに、いわゆる輸入許可前年の認の場合におきましては、その承認ときまでだといふうにいたしまして、現行法では単に「輸入ノ時迄」、なつておりまして、解釈上多少疑義があつたのであります、この箇条をつづいて、現行法では單に「輸入ノ時迄」、なつておきましたが、この簡条をのようにいたしておりますのは、やはりつきいたしただけござります。  
なお、五項におきましては、やはり当該貨物の性質等の差異による価格の相違を勘案し合理的に必要と認められる調整を加えた額を課税価格とすることになりますが、英文上明らかにいたわけであります。  
第六項は只今申上げたように新設であります。

規格に間に相時目を調査するも、もつまつとしのくの承司と輪軸。

第五条は現行法の第三条そのままでござります。ただ文語体を口語体に直しただけでございますが、そこに「便益関税」と称せられるものであります。関税上の特別な協定が日本とその国との間にない場合におきましても、互恵的見地或いはその他の国際事情を勘案いたしまして、関税協定による便益の限度を超えない範囲内で相手方に便益を与えることができるといふ規定であります。

第六条は「復関税」と銘打つてございますが、我が国の生産物について関税に関する最惠国待遇の便益を与えない國の生産物に対しましては、貨物を指定いたしまして、別表の税率による關稅の外、従価100%以下の關稅を課することができるという規定であります。新設でござります。復關稅につきましては、この一、二年來、國內にもいろいろ議論のあつたところであります。ガット仮加入に際しまして、どうしても日本としてはこのような復關稅の制度が必要ではないかという議論があつたわけであります。大体法律的に研究いたしますと、現行法の第四条、それは報復關稅と呼ばれておるものであります。が、この新法では第七条でございます。この報復關稅の規定によつて、やろうと思えば現行の第四条でもできるといふ法律的解釈が国内的に一致します。この報復關稅と呼んでおるものが、この新法では第七条でございましますので、今回新らしく別条文といたしまして、はつきり復關稅制度ができる

るような法律的基礎を設けたのでございます。

第七条は報復関税でございまして、現行法の第四条と殆んど同じでございますが、ただ本邦の航空機に対しても報復関税が別待遇する国に対しても報復関税ができるようになると新らしく追加いたしました。「本邦の船舶若しくは航空機又は本邦から輸出され、「云々とござりますが、初めのほうの「航空機」というのが新らしく加わつております。

次は第八条でありますが、これは現行法の第五条でございます。相殺関税との規定でござります。相殺関税と申しますと、補助金、奨励金を出しておる物品に対しては、その補助金の効果を減殺させれる意味において複関税を課することができるということが各国の規定にござります。補助金の効果を減殺させる目的で以て追課するところの関税、これが相殺関税でございます。相殺関税につきまして今回現行法の第五条で若干書いておりますのは、これは専らガットの規約に調子を合せたものでありますし、現行法においては、單に「外國ニ於テ輸出奨励金ヲ受クル物品ニ対シテハ」という、非常に簡単な言い方でありますのを、ガットの規定に合せまして、「外國において生産又は輸出について直接又は間接に奨励金又は補助金を受ける貨物の輸入が本邦の産業に損害を与える、若しくは与える虞があり、又は本邦の産業の確立を妨げると認められるとき」に相殺関税をかけるという要件をはつきりいたしましたのであります。それともう一つ現行法との違いは、現行法におきましては「奨励金ト同額ノ関税ヲ課スルコト」となつておりましたのを、今回「奨励金

又は補助金と同額以下の関税を課すことができる。」と、若干幅を持たたたのであります。場合によりまして、少しも獎励金又は補助金と同額の関税を課す必要もない」ともございませんので、その最高限度といたしまして相殺関税をかけることができるといつて規定であります。

第九条はダンピング関税であります、現行法の「第五条ノ二」でござりますが、つまり現行法の規定と殆ど同様ではございますが、ただガツツの規定に即応させまして、二行目あたりに、「又は本邦の産業の確立を妨げず旨の申出があつた場合」というのを追加いたしております。それと第二項においておきまして、ダンピング関税を徴収する相手方は、現行法におきましては「不当競争者又ハ其ノ代理人」、これら者が追徴されるとなつておりますので、「当該貨物の輸入者」を加え、それから「その他これらの者と政令で定める密接な関係にある者」を追加いたします。

第十条は、これは現行関税法の第一条に規定しておる規定でございまして、俗に損傷減税と呼ばれておりまます。関税法の第二条におきましては「輸入貨物損傷シタル為減税ヲ講フ者アリトキヘ輸入免許前ニ限り相当ノ減税ヲ為スコトヲ得」という非常に漠とした規定でありますするが、今回定率法にして、從来日本から輸出いたしまして、五年以内に昔のままで戻つて来たものについては、これは現行関税

第一條は新設の規定であります。定率法第七条の十七号といふところ

で、二度目に入つて来たときには免稅にするという規定がござります。し、それに加工又は修繕を加えられて、初め出て行つたときと姿が変つときは、免稅されないのですが、いたしますと、加工又は修繕された値がプラスになつた場合には全部とれるということになります。それはでございますので、加工又は修繕の日から一年以内に戻つて来た貨物につきましては、日本において加工又は修繕をすることが困難であると認められるものについては、価値の増加分だけに対し關稅をかけることができない内容であります。多少もずかずか言い現わし方をしておりますが、税局におきましては、価値の増加分は加部分に對して關稅をとることができるものぞという規定でござります。

は小麦を入れてそれを製粉して輸出するまでの余力を出たのであります。それで他に小麦粉そのままを輸入することは先ずまず非常に少くなつて来だ。それで他の主食といさぎか趣きを異にしておる点もござりますので、主要食糧の減税又は免税として、この条文から削除いたしまして、ただグルタミン酸ソーダを輸出するため小麦粉を入れるという場合におきましては、現行法の輸出原料の免税というところで、政令によりまして現在免税いたしておるものであります。昨年の十月から主食に対する関税の減税又は免税の政令からは小麦粉を落しまして、その代りに、輸出するグルタミン酸ソーダを製造するため輸入する小麦粉については免税するよう、政令で措置いたしております。

ざいますが、説明は省略いたします。  
第十四条は、「無条件免稅」と銘打つてあるのでございますが、現行法の第七条におきましては、「左ノ物品ニハ輸入税ヲ免ス」とありますて「一、御料品」から二十四までの「航空機ノ発着又ハ航行ノ安全ノ為必要ナル機械」等について免稅いたしておるのであります。これらの規定の内容をよく分析いたしまして、これは無条件に免稅していいものと、そうでなくて、特定の用途に供するがために免稅するのであるから、若し他の用途に供する場合には追徴すべきものも相当あつたのであります。それを現行法におきましてはすべて包含いたしまして、一概免稅いたします。と、あとで追徴する規定が実はなかつた。これは関税定率法の一つの欠陥と私ども考えております。今回内容を分析いたしまして現行法の第七条に規定しておりますもののうち、無条件免稅すべきものを十四条にし、それから特定の用途に供するがために免稅するのであって、他の用途に供した場合には追徴するという場合は、第五十五条の特定用途免稅でいたしております。なお、外交官用貨物等の免稅については第十四条に規定いたしたのであります。

十四条の一號は、現行法の第七条の一號、「御料品」というものの表現を改め、二号は現行法の二号大体そのままに書いておりますのを、今回贈与する主体のほうを公共的なものに限定いたしますと共に、対象となる物品につきましては、勲章、賞牌、記章だけでな

く、その他これらに準ずる表記品に範囲を拡大いたしております。四号の「記録文書その他の書類は七条の九号そのまでございます。五号は、七条の十二号、ただ「日本専売公社又はこれらの委託を受けた者が輸入するもの」と、多少範囲は広くなつております。第七号は携帯品に対する免稅でありまして、現行法におきましては七条の十四号であります、従来旅客の携帯品につきましては割合に簡単な規定で書いておつたのであります、今回具体的に割合にはつきりさせますと共に、堆積品の中で、自動車、船舶、航空機等の他の物品につきましては無条件免稅といたしません、これを再輸出免稅のほうに規定いたしております。それから八号は引越荷物の免稅規定であります、これは特定用途免稅のほうに持つて行つております、無条件免稅するようにはいたしておりません。九号は、七条の十五号そのままです。十号は七条の十七号、十一号は七条の十八号、十二号は七条の十九号、十三号は七条の二十一号、十四号は七条の二十二号といふように、現行法と大体同様でございますが、ただ、この十五号が新設でございます。十五号といふことは、當該動物からする生産品が主とし、輸出されるものに限るので大藏大臣が指定したもの、「從來昭和二十六年まで、閑稅定率法によりまして、種用の動

物につきましては七条の二十三号でございましたかに規定がありまして、税しておりましたが、但し政府とか共団体或いは特定のものが輸入するのでなければならんのでありますから、馬、豚などの種用の動物は太体において無税になりましたので、その必要で免税いたしておつたのであります。二十六年の輸入税表改正の際に、牛、馬、豚などの種用の動物は太体において無税になりましたので、その必要で殆んどなくなつたというので、削除のあります。実は最近北海道にきましたが、猪の一種でありますところのミンクをアメリカから入れまして、こうして三年計画でこれを増殖しまして、あとで毛皮にして輸出しようととうような計画がございました。なおおぼつかつぱつそのほかヌートリアとかアンブーラ鬼とかいうようなものも、そういうことで、計画が起りつつありますので、今回左税の動物につきまして、それを増殖して、そのまま或いはその毛皮などを競出するというような場合におきましては、大蔵大臣が規定いたしまして免税するといふうらな措置を講ずることにいたしたのであります。

四、大体現行法のそれ／＼に相応規定がございますが、九号がこれが新設部分であります。八号が七条の二荷物でありましても、自動車、船舶については特定用途免稅といたしまして、二年以内に他の用途に供した場合には税金を追徴する規定でござります。

十六条は外交官用貨物等の免稅であります。現行法におきましては七条六号と七号に規定がござりますが、これをそれ／＼分類して分けましたもと、多少範囲を括げております。例えば三号におきまして、領事館関係員或いは又、大使その他の外交官領事館員等のものの家族について、御主人であるところの外交官等輸入申請するものについては、免稅の原則の下にこの免稅の規定を適用するようになたしております。併しこちらは勿論相互条件によるのでありますて、國際慣行によりまして相互条約のでございまして、前項の規定によつて、國も大分制限規定があるのであります。今まで我が國は無条件で免稅いたしまして、自動車につきましては世界外國でも大分制限規定があるのであります。今まで我が國は無条件で免稅いたしております。外交官が輸入をし免稅



おる担保の問題についての交渉等について非常に便宜が多い。従いましてこういふ仕事については、お話をのように成るほど担保の受託業務自体は純然たる国内業務でありますけれども、外国において募集される社債に關するものでありますから、その社債権者等についてはいろいろ／＼担保権についても折衝するについて非常に便宜が多いといふ点がありますので、特に国内業務である社債の担保の受託の業務を外債について外國為替銀行で取扱わせるといふことにいたしたのであります。勿論、外國為替銀行だけが優先して取扱うことがないことは勿論でありますとして、例えば日本銀行でありますとか、信託銀行におきましては、当然これら規定を要しないで外債については担保の受託業務は行われるわけです。恐らくそういうった場合には、外國為替銀行がこれららの受託会社になる場合におきましても、恐らくは共同受託というような形で行うだらうと思います。この規定はむしろ優先的に取扱わせるといふ意味ではなくて、外國に店を持つておるこれらの外國為替銀行を、外債の担保の受託の業務から完全オミットしてしまふことは如何と考えますので、そういうことはわざ／＼規定をいたした、こう御了解を頂きたいと思います。

と、こう考えてよろしくござります  
か。  
○政府委員(河野通一君) どつちが主  
たる受託会社になるかといふにつき  
ましては、具体的にはなか／＼私とし  
ても御説明申上げかねると思います  
が、外債であつても、その担保の受託  
業務といふのは国内業務であるといふ  
ことは、はつきり申上げられると思ひます  
。従いまして、恐らく外国為替銀  
行が受託会社になります場合において  
も、単独で受託会社になるということ  
は恐らくあるまい。従つて殆んどあら  
ゆる場合において、殆んどの場合が共  
同受託、若し外國為替銀行が一口乗る  
といふ場合においても共同受託といふ  
ことになる。而もこの担保附帯信託  
という業務は国内業務であるといふこと  
とから、当然に今お話のようなことに  
解釈されて差支えないと私は考えま  
す。

○小林政夫君 ついでにこの際、この  
法案とは直接は関係ないけれども、外  
貨ユーランスですね、ユーランスとい  
うものを一件どういうふうに考えてお  
るか。これはまあ輸入の場合のみなら  
ず輸出とも合せて、この銀行を作ること  
すれば、将来もだん／＼曾つてのこと  
き貿易金融といふものを軌道に乗せて  
行こうとすれば、当然輸出輸入とも合  
せての外貨ユーランスといふものを考  
えなければならん。そういう点につい  
てはどういうふうに考えるか。

○政府委員(河野通一君) 稲益總務課  
長のほうから御説明申上げます。

○説明員(稻益繁君) お尋ねの外貨  
ユーランスでござりますが、一般的な考  
え金融といふような観点から見ますする

と、恐らくユーランスとどうもののが金融の常道であるというような考え方をもつておるのであります。たま／＼現状におきましては、国内における金融の問題、主としてその観点から、特に現在ではドルの輸入のユーランスといふものは御承知のようにとめておるわけでございます。ボンドにつきましては、外貨の不足の状態に応じましてボンドの資金繰りを樂にするといふ観点から、昨年春以降、実は実施いたしております。それで問題は、将来このような行為が替の専門銀行ができた場合に、このよき制度をどう考えるかということにあるかと思うのであります。問題は、このような銀行制度によつてどうこうと申しますよりも、むしろそのときの国内の金融なり或いは外貨事情なり、そういうものから判断せらるべき事項であろうかと考えておられます。

うふうに考そられるのであります。が、大体たま／＼日本のドル資金がかなり豊富にありますこと、これは昨年までの話ですが、従いまして、そのような際にドルのユーロンスを外国の銀行から受けるということは、結局は日本として外貨の金利その他において外貨払を必要とすることになる。かた／＼最近におきましては、国内で輸入の金額を引締めるということになりますると、外国の安い金利を国内の或る段階まで、例えば手形到着後二ヵ月上りが四ヵヶ月とかいう期間に入れますことによりますと、国内の金融をそれだけ緩和することになる。そのような観点から、現在実にドルのユーロンスについてとめておる。一方、ボンドの問題であります。が、これはそのような観点から申上げますると、やはり同じように停止すべきものかと考そられるのであります。が、たま／＼ボンドの資金繰りが非常に窮屈であつて、いろ／＼資金手当のために苦労いたしておりますので、ボンドについては、外國からのそのようなボンドの資金繰りを助ける意味でユーロンスをしておるといふような違ひがあると考そられるのであります。

けばいいので、そのユーランス制を採用するためには必ずしも行かないのじやないか。それから同時に、輸入のユーランスだけ考えているけれども、輸出の場合だつてそういうことを考えたほうが、物が売れやすいこともあるだらうし、輸入輸出併せて考えれば必ずしも今踏み切れないというほどのことでもないのじやないですか。どうです。

○説明員(稻益繁君) 実は輸出につきましては、御承知のように、ユーランスと申しますか、期限付輸出手形といふのが特別の日本銀行の低利の融資を行われておるわけであります。このほうは別に私ども、輸出促進といふ見地から非常に結構な制度だと考えております。ただ輸入につきましては、先ほど申上げましたように、実はユーランスといふことになりますと、通常態といたしまして、物ごとに或いは国ごとに期間乃至は商品による差別をつけたところが、まあ実際是非常に困難になつて来るのじやないか、例えて申上げますと、最近輸入金融の引締めをやります際に、不要不急品につきましては極力輸入貿手の優遇から外して行くとか、或いは期間を短縮するというような形で、物により、或いは地域によつて国内における扱いを異にする。これは国内における金融制度と申しますか、そういう観点からできております輸入貿手、輸入決済手形といふ場合に、初めてそういうことが或る程度政策的にできるといふふうに考えられるわけなのです。これが外國から受けますユーランスといふことになりますと、一応、通常の場合、手形一覽期は九十日とか百二十日といふ

ふうに、およそきまつてゐる問題ではありますて、例えば資本品たるバナナには期間を三十日にするといふようなことが、一方的なこちらのあれで、これは許可制といふ観点から申しますとできない問題ではないと思うのであります。が、対外的な摩擦と申しますか、そのような観点からなかなか実行しない。このようない点で、現在輸入金融につきましては引締めの態勢にある際、ドルについてのユーチューンスは見合わしいといったふうな考え方であります。

かといふ点であります。この点、野瀬委員も御承知のように、戦争中、特に戦争末期におきましては、いわゆる由なる意味の、本来の意味の外國為替といふもの、実は日本にはなかつたよつた状態でありまして、いわば外國為替に関する限りにおいては、ブランクの時代があつたといふことは、これは否めないと私は考えております。併しながら、現在の銀行界のうちにも、相当の外國為替業務が活潑に行われておつた時代から、相當な経験を積んだスタッフを十分に備えておる銀行といふものは私はあると考へております。で、今後もます／＼これらの能力を伸ばして行く、経験を更に積んで行くことによつて、これらの人々が非常に大きくなつて、勉強をしてくれますならば、非常に為替銀行といふものが育成され、確立される。そつとしてその本来のこの制度の使命を達成するのに、決して欠くところはないと思います。私は期待しておる次第でござります。

○野瀬勝君 そこで、非常にこの銀行局長である河野さんは、今後のこの期待を非常に確信しておるようございますが、私はなか／＼ちよつたものでないと思います。戦争前におきましては、自身におきましては、非常に、助成といた。然るに戦後におきましては、言いましょよか、非常にまあ力を入れましたし、対外的の国際的の信用も弱化しております。そこへ持ち込んで來

透かされておるわけであります。ドリルの状態も御存じの通りこういう憐れな姿の下におきまして、今後国際的に優位するというについては、政府におきまして余ほど私は腹をきめた積極的な支援育成をやつてもらわなければなんと思うのです。そこで、そういう立場の問題に對して、この外國為替銀行との関連におきましては、これは裏腹の問題だと思います。それこそ私どもは問題だと思ひます。今後の日本経済に非常な影響を持ち、又、操作されるものだと思いますので、こういう点について、大蔵当局、特に河野さんは、今後どういう方法を以つて育成して行こうとするのか。又この法案を出すと同時に、只今お聞きするところによりますと、相当の技術を持つておるらしい。又そういうのもある。多分これは正金銀行の系統をとる東京銀行を指すのじゃないかと思いますが、いずれにいたしましても、こういう状態の下にある今後の為替銀行と専門店となるような銀行は、余ほど政府の支援がなければ、私は国際場界に太刀打ちができないと思うのでござりますが、この点に対する見解をお伺いしておきたいと思います。

今、野溝さんのおつしやる通りでありますと私は考えております。そういう立場の下におきまして、この外国為替行制度というものが、真にその制度の目的を達成するようにいたしました。本当に自立させて行くためには、なんならん努力が要るということは、なまざかしのうと私は考えております。そういう境の下におきましては、これは、この銀行は事者のみならず、政府いたしましても、できるだけの育成強化を図つて立ることが必要であると考えておりました。ただ私は、そのために、この制度ができたからと言いまして、他の市中にありまする一般の外国為替銀行、これらは、その仕事を著しく制限し、制約して、いわばこの新しくできる外国為替銀行の専門銀行の独占的な地位といふものを築き上げるといふような意味において、いわばこの新しくできる外國為替銀行を育成することとは、考えておりませんし、今までして、この外國為替銀行を育成することと私どもは考えておる次第であります。これを他のお言葉で申上げますならば、この育成措置は、飽くまで私は質のつた育成措置ではなくして、量的にできるだけこの新しい外國為替銀行の育成に位置をとつて参るというふうな方向で進んで参りたいと考えておるのであります。先般も当委員会におきまして、この点についてのいろいろ御意見を述べたのですが、私どもは当面本的な育成方針を以て、先ず新しい外國為替銀行制度というものは、発足後順調なる発達をして行くことができる、と期待をいたしております次第であります。

うるものに対し、他の一般の外国銀行へも、特に私はこの外国為替専門銀行で、違った有利な条件で、これの資金を供給するといふことを考へたことは与えられておらないのです。これは戦前におきましても、浜正金銀行に対して、そういう意の質的な優遇といふことは、実は大手銀行から利潤融資と、うことが行わります。たしか戦争の末期頃におきまでも、僅か二千万円からそこらの日本銀行から利潤融資と、うことが行わっておつたのであります。その当時における二千万円といふ数字が如何にの当時の経済のウォリュームから見て小さい数字であるか、おわかり願えると思うのであります。まあそういう意味で、私は、特にこの新しい制度を作つたからと言つて、独占的な意味の外國為替銀行を育てて行くといふにおいて、育成をして行くといふことは考えておりませんし、そういうことをいたることは適当でない。かよう、考えておるのであります。

貿易上の為替業を開始するなどいうことになると、少なくことは、これは私を養成しておるのではないのです。そこで私の言うのが折れると思うのです。なか／＼戰前は、折角いよ／＼この外國為替銀行が業務を開始するなどいうことになると、先ほど申したような事情で、本当に骨が折れるとと思うのです。なか／＼戰前は、折角いよ／＼この外國為替銀行がとてもそんなあまいものの考え方ではお笑いものだと思うのです。銀行局長はこの点はよくわかつておられると思います。ですから、そういう点においては独占をさせるということはできない。そんなことは無理であります。が、それだけに困難な國家的な任務といいますか、使命といいましょうか、大きな日本經濟の再建の意図を持つておる業務であるだけに、その点に対し政府はそれを育成するという熟意だけは強く持つて頂くならば、おのずと途は開けるといふように考えて、私は先ほど見解を述べたのです。局長は、他の銀行に非常に影響する心配から、發言を非常に自重してお答えされておるようですが、さういふが、その取扱い苦労は、それはやめたほうがいいと思います。私は率直に申上げる。折角この為替銀行法を作り上げたこの趣旨は、さむなところに意見が一致するのじやないか。ですから、どうかそういう意味において、先ほど申された通り、私が言う円資金を特に徹底的に大きくするとか、或いは金融の再建の方法についても徹底的に資金を出してやる。貿易資金を出されるとか、外貨を重点的に市中に預託されるとか、こういふことが必要であるということを私は述べたのであります。が、これを決定的に独占的にしなければならんといふことを申したのじやな

い。私は希望的に意見を申述べたのでありますから、さよう御了承を願いたいと思います。大体希望意見でござりますから、質問というよりは、まあ、こういう見解であるということをお含み願いまして、その点に対しての最後の局長の答弁を願いまして、私は打切りたいと思います。

○政府委員(河野通一君) 今お預頂きました点は、私どもも、そういうふうに考えて運用をして参りたいと考えております。例えば外貨、政府が持つております外貨資金、これを為替銀行に預託いたします場合につきまして、先ほど来申上げましたように、量的にはできるだけ厚く、この新らしい専門為替銀行に預託をして行くということに私もはいたして参りたいと考えております。非常に弁解がましくなつて恐縮であります。専門銀行に限つて預託の金利を安くするとか、つまり例え専門銀行にはこの預託金の金利は年1%出ず、併し一般の為替銀行に外貨を預託する場合には2%出す、そういうふうな質的な差別はつけたくない。量的にはできるだけこの銀行の育成に役立つような措置は講じて行く、こういう趣旨で考えておりますので、この点については、恐らく野澤委員のおつしやつておりますことと、私どもの考えておりますところとは、現実の問題といいたしましては、そつ開いておらないのじないかと私は考えておる次第でございます。なお、お話の点はよく合んで、今後落ちのないようになつて参りたいと考えております。

○藤野繁雄君 資料を頂いておるうちに、私、素人だからお尋ねするのです。日系外国銀行、この日系外国銀行

の資金の構成その他、大体を御説明願いたいと思います。

○政府委員(河野通一君) この日系外

国銀行と申しておりますのは、加州に

置いております住友銀行と、先方のア

メリカのアメリカ銀行との間の共同出

資によってできてる銀行。それから

東京銀行とやはり同じような形で、加

州で、向うのローカル・バンクが大き

ておりますが、これがこの二つであります。

○藤野繁雄君 その資本の内訳は、

十五万ドルくらいの資本金じやなかつたかと思います。それから預金等は、

最近の日計表等は持つておりませんが、大体私が承知いたしておりますの

は、去年の暮頃で約三百万ドルか四百

万ドルくらいの預金ができてるのじ

やないかというふうに考えております。これは大体業務の相手方が非常に

限られておる点もございまするので、伸び方は必ずしも激しく預金量等は殖

えておりませんけれども、着実に固定

した取引関係がだん／＼でけて参つておるようであります。私はそう急な

カーブで伸展するとは思ひませんけれども、なんとか順調に伸びて行くのじ

ないか、かように考えております。な

お御必要がありりますれば、のちほど、もう少し正確に調べたもので、資料と

して差上げたいと思います。

○藤野繁雄君 これも素人でお尋ねす

るのですが、政府が手持の外貨を、ど

ういうふうな銀行にどのくらい預けて

おられるか。その資料があつたらば、

一つ御説明を願いたいと思います。

○説明員(福益繁君) 只今数字的に幾

つかの数字が、銀行名が出してある

の資金の構成その他、大体を御説明願

らうことを、ちょっとと正確な数字

を持たせておりませんが、大体現在こ

と比較して、どの銀行がどのくらいの

取引をやつしているんだということが、

これも明らかにすることができたなら

は、最も多額に持つておりますのが大

蔵大臣勘定、いわゆる政府の勘定であ

ります。第二に属しますのが為替銀行

の自己資金で持つております外貨、第

三のグループが日本銀行が自己の資金

として持つております外貨でございま

す。こちらの外貨の持ち主の関係から

申しますと、以上の三つに分類される

わけであります。これがどのように対

して、どちらの外貨の持ち主の関係から

申しますが、現実のところ、大部分が

外國の銀行に預金の形でござります。

その相当部分が勿論定期預金になつて

おる。一部は証券に運用されておりま

して、その残りが現実の為替取引のた

めの信用上のマージンになり、或いは

外國の銀行に預金の形でござります。

○説明員(福益繁君) 昭和二十八年中

の為替の取扱い高で申上げますと、御質

問は貿易といふことでござりますが、

貿易外の受取り為替なり支払為替なり

額が、いわゆる甲種銀行と申してお

ります十二行で八六・六%、乙種と申し

ております二十一行合計で七・一%、そ

れから日本にあります外國銀行十二行

で合計六・三%、以上のよう比率に

なります。

○藤野繁雄君 今の銀行別に一つ数字

を明らかにすることができたならば、

お願ひしたいと思います。若し秘密で

あつたならば又いづれ伺いたいと思ひます。

○説明員(福益繁君) 銀行別と申しま

すのは、その外國の預け先の銀行です

か。

○藤野繁雄君 はい。

○説明員(福益繁君) これは甚だなん

でござりますが、外銀同士の商売の競

争と申しますが、内幕がわかることに

なりますので、一切公表できないこと

す。

○政府委員(河野通一君) この「国際

的信用に関する見通し」という言葉

は、実は私どもいたしまして、外

國為替及び貿易管理に関する法律の中

にこういう言葉を使っておるのであり

ます。つまり外國為替銀行というもの

が対外的に活動いたして行くことが必

要である。つまりそういつた場合に、

あります。私どもは、そういう場合に

對外的に活動いたします場合に、國際

的信用をから得るということでなけれ

ば、なかなかこういった銀行は育ち得

ない。又、育つてもこの法律の目的を

達成しないということになるのであり

ますから、この銀行を免許いたしま

す。当りましては、免許され、設立され

た時におきましては、これが十分に國

際的信用を博し得るという見通しがあ

ることが必要であろうかと思ひます。

そういう意味で、免許をいたすかどうかをきめる場合の基準としたしまし

て、その一つの重要なものとして考え

て行きたい。

それから、「經濟金融の状況その他」

といひますのは、今特に私は、具体的

にどういうものといふことは、頭に具

体的に描いていいのであります

が、内外の經濟の金融なり經濟の状況を考

えなければなりませんが、そのうちで

も、やはり貿易の状況がどういうふう

になつてているか、つまり日本の經濟の

貿易依存度といふものが非常に大きい

関係になつて参るとと思う。そういうた

いたが、「國際的信用に関する見通し」

といふことと、それから「經濟金融

の状況その他を勘案し」ということに

なつておりますが、經濟金融の状況その他といふものは、どういうふうなものも、どういうふうなも

のを勘案されるお考えであるのか。こ

れはこの前もちよつとお話をあります

が、「國際的信用に関する見通し」

といふことです。

○藤野繁雄君 今は

○説明員(福益繁君) 法律第四条第二項です

が、「國際的信用に関する見通し」

と云ふことは、今特に私は、具体的にどういうものといふことは、頭に具

体的に描いていいのであります

が、内外の經濟の金融なり經濟の状況を考

えなければなりませんが、そのうちで

も、やはり貿易の状況がどういうふう

になつていているか、つまり日本の經濟の

貿易依存度といふものが非常に大きい

関係になつて参るとと思う。そういうた

いたが、「國際的信用に関する見通し」

といふことと、それから「經濟金融

の状況その他を勘案し」ということに

なつておりますが、經濟金融の状況そ

の他といふものは、どういうふうなも

のを勘案されるお考えであるのか。こ

れはこの前もちよつとお話をあります

が、「國際的信用に関する見通し」

といふことです。

○政府委員(河野通一君) この「国際

的信用に関する見通し」という言葉

は、実は私どもいたしまして、外

國為替及び貿易管理に関する法律の中

にこういう言葉を使っておるのであり

ます。つまり外國為替銀行といふもの

が対外的に活動いたして行くことが必

要である。つまりそういつた場合に、

あります。私どもは、そういう場合に

おきましては、やはり既存の銀行の活動状況でありますとか、そういうった点から、ここに書いてありますと恐らく大部分の問題は経済金融の状況ということでカバーができるかと思うのでありますけれども、更に、経済金融の状況以外に、やはりこれらの外國為替銀行の設立を認めるか、認めないとどう具体的には、こういつたことといふことは、ちょっと申上げる材料を持つておりませんけれども、これらの経済金融の状況、それに類するような状況を勘案する必要がある場合があると思うので、「その他」というようなことを入れたのであります。今、具体的にどういうことを考えるかということは、今予定はいたしておらないような次第でござります。

國銀行へ持つて行つた。そういうつたものが相当な数に上つております。然るに、今申上げました表の上には窓口において取扱つたものの数量が出て参りますので、今のよう、インター・バンクで日本側の銀行から外国側の銀行に移して行く、或いはさうような形にならぬもありましようが、それがそのまま通り抜けて行く場合もございましょうが、そいつた場合におきましては、実際は外國銀行が取扱つてゐるけれども、形の上は窓口が日本側の銀行を通じてゐるために、これは顧客の關係で、こちらの数字が、日本側として取扱つてゐるというよりは非常に膨れています。そこで、実質的にはもつと外國側の銀行に終局的に取扱われておるもののが相当量に上つてゐるふうに御了解頂きたいたいと思います。

ほすようなことはありやしないか。いろいろふうに心配するのですが、ここにいうふうな心配の必要はないのですからどうかお伺いしたい。

○政府委員(河野通一君) 第五条は、御質問の点は誠に御尤もな点があるであります。が、銀行法には、銀行法の規定が出ておりますが、銀行法第四条には、銀行でなければ、銀行といふ文字を使つてはならないという規定がある。然るに、外國為替銀行は、これは銀行法の言つてある銀行ではない。先ほど御指摘のありました通りであります。普通に商号の場合においては、これを外國為替銀行といふことを必ず商号の中に入れなければならんとまで統制する必要はないであろう。これは前例といたしましては、実は長期信用銀行法があるだけです。去年御審議を頂いたのであります。これもやはり商号の中で長期間信用銀行といふことを使う必要はない。単に銀行でよろしい。こうなつておるわけであります。現に長期信用銀行法によつてできております日本興業銀行は、これは長期信用といふ言葉を使つております。これによつて、現行法の禁止している銀行以外のものが銀行といふ商号を使うことによつて起つて来る弊害は何らないといふことが一点。それから外國為替といふ言葉を必らずしも付けなければならんと強制しなければならん必要もない。これは長期信用銀行についてと同じことであります。そういつた観点から、特に銀行といふ文字を使わなくてもよろしい。外國為替銀行といふことを名稱中に使わなくてもよろしい。これ

は、先例は、今申上げましたように期信用銀行法にある。それから非常複雑な規定で、外国為替銀行或いは國為替公認銀行といふ言葉を使つてりますが、一々について詳細御説明たほうがいいのですが、極く簡単に上げますと、外国為替及び外國貿易法に、現在、國為替銀行といふ言葉を使つてゐる。この國為替銀行という言葉は、新らしい法律によつてきて参ります。外國為替銀行とは違うであります。と申しますのは、現在、銀行法によつてできている銀行で、國為替業務を営んでおりますものが、この外國為替銀行、これは國為替及び貿易管理法に基いて店の認可を受けているそういうものが外國為替銀行にして總称されているのであります。然るに、今般いわゆる専門銀行を私どもは外國為替銀行と呼ぶことは、まだであります。そうしますと、同じ國の法律の中に同じ言葉で違つた内容をせつている言葉が出るということは、至当でないということになりますので、従来の意味の銀行法によつて使われてゐる外國為替銀行に当るのは、これは外國為替公認銀行つまり外國為替を営むことが公認されている銀行だ。いう言葉に変えようといふわけでもあります。そして、外國為替銀行と専門銀行と申しますが、外國為替銀行法によつて免許せられた銀行だけを外國為替銀行と呼び、そしてこの新しい専門銀行と申しますが、外國為替銀行も、外國為替公認銀行の一つであることは間違いない。つまりもつとカテゴリーが広いわけですから、外國為替銀行も、

外国為替公認銀行の一つであるけれども、外國為替公認銀行といふのは、國為替銀行より遙かに広い内容を持っている。つまり利益君からも御説明上げましたように、甲種銀行、乙種銀行といふ言葉を使われております。これらのはいわゆる國為替銀行がすべて外國為替公認銀行になる。そういう意味で非常に複雑な規定になつておられます。おわかりにくかつたかと思ひますが、ここにいろいろな条文を改めおりますのは、そりいつた趣旨の一つの規定であるということを御了承頂たいと思います。

十五日受領

一、織維消費稅反対に關する諸問題  
（第一六一號）（第一六五號）  
一、宮崎縣都農町に葉たばこ收納  
設置の請願（第一七四二號）  
一、維維消費稅反対に關する陳情  
（第四六九號）（第四七八號）

三月十三日本委員会に左の事件を付

午後四時三十八分散会

○委員長(大矢半次郎君) 本日はこ

うことが予想されるから、本税案には反対であり、むしろ原糸課税の実施を図られたいとの請願。

第一六五五号 昭和二十九年二月二十六日受理

織維消費税反対に関する請願

請願者 名古屋市議会議長 鈴村健

紹介議員 成瀬 輝治君

政府は、この度織維消費税を新設するよしであるが、元来織物消費税は、その性格上大衆課税であつて物価の高騰を招來し、国民生活に脅威を与えるばかりでなく、中小企業に対し犠牲をしい、商業道德までも低下させるものであるから、織維消費税の新設を阻止せられたいとの請願。

第一七四一號 昭和二十九年三月三日受理  
宮崎県都農町に葉たばこ収納所設置の請願

請願者 宮崎県兒湯郡都農町

紹介議員 三輪 貞治君

宮崎県都農町は、県下に冠たる葉煙草の生産地であるが、残念ながらまだに収納施設を持たないため、毎年納期には学校の講堂を臨時借用して収納に当っている有様で、教育上多大の障害となつてゐるから、すみやかに本町に葉たばこ収納所を設置せられたいとの請願。

第四六九号 昭和二十九年二月二十七日受理

織維消費税反対に関する陳情

陳情者 愛知県中島郡起町長 丹羽豊一外一名

政府の意図する織維消費税の創設は、極において大衆課税であり、低物価政策を標ぼうし民生の安定を計らんとするから、本税の創設には絶対反対であるとの陳情。

第四七八号 昭和二十九年三月一日受理

織維消費税反対に関する陳情

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎

政府は織維消費税の課税方法につきその方針を再三変更するの余儀なき結果遂にしやし、織維品に対し小売業者に壳渡す段階において課税することに決定した由であるが、たといいかなる方法による課税であつても織維消費税は全國織維業界を大混乱におとしれる悪税であるから、本税創設には絶対反対であるとの陳情。

昭和二十九年三月二十七日印刷

昭和二十九年三月二十九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局